

高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査

2013 年 12 月

警察庁・警察政策研究センター及び
慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究

目 次

序文

第1章 高齢犯罪者の動向と調査の方法	1
1 高齢者犯罪の動向	2
2 罪種別の動向	5
3 犯罪生活曲線	9
4 高齢者犯罪と世代特性	13
5 国際比較	16
6 調査目的	22
7 高齢者の定義	22
第2章 高齢犯罪者の特性分析（第1調査）	23
1 調査の対象と方法	24
2 性別	24
3 罪種	25
4 犯行形態	26
5 逃走時の交通手段	28
6 共犯形態（検挙件数）	30
7 居住状況	31
8 就業状況	32
9 精神障害・薬物濫用・アルコール濫用	33
10 国籍・在留資格	34
11 女性高齢刑法犯	34
12 暴力団所属状況	35
13 犯行の動機	36
14 被疑者と被害者の関係（検挙件数）	41
15 前歴・前科	42
16 前回処分	48
17 身柄措置	50
18 事件処理	53
19 特別法犯	56
(1)違反法令	
(2)性別	
(3)就業状況	

(4) 前科	
(5) 身柄措置	
20 薬物犯罪	60
(1) 薬物の種類と犯行形態	
(2) 性別	
(3) 就業状況	
(4) 前科・前歴	
第3章 高齢犯罪者の再犯状況（第2調査）	65
1 分析の目的	66
2 調査の方法と対象	67
3 対象者の基本的属性	67
4 最終検挙時罪名	67
5 再犯類型—一時系列分析	69
(1) 検挙回数（再犯回数）	
(2) 初犯検挙時年齢	
(3) 初犯検挙から最終検挙までの年数	
(4) 検挙間の平均年数	
(5) 年齢区分毎の検挙回数構成比	
(6) 再犯類型	
6 再犯類型—特性分析	78
(1) 初犯検挙時の罪名	
(2) 罪種数と罪種の多様性	
(3) 罪種の多様性と検挙回数	
(4) 罪種構成と罪種タイプ	
(5) 罪種タイプとその他の特性	
7 高齢前歴者の処分歴	86
(1) 処分の内容と回数	
(2) 自由刑の刑期	
(3) 釈放予定日から次の検挙までの期間	
8 高齢前歴者の罪種別再犯分析	90
(1) 前歴者比率	
(2) 年齢	
(3) 女性比	
(4) 検挙回数	
(5) 初犯検挙時年齢・初犯検挙から最終検挙までの年数・検挙間隔年数	

(6) 年齢区分毎の検挙回数構成比	
(7) 罪種数と罪種の多様性	
(8) 罪種タイプ	
(9) 罪種構成	
(10) 再犯類型	
(11) 処分回数	
第4章 高齢者犯罪の要因—全国実態調査（第3調査）	107
1 調査の目的と方法	108
2 調査対象	110
3 対象者の属性	111
(1) 性別・年齢	
(2) 就業状況（職業）	
(3) 国籍（在留資格）	
(4) 暴力団への所属状況	
4 事件の態様	113
(1) 犯行地の人口規模	
(2) 主たる犯行場所	
(3) 被疑者の自宅から犯行場所までの距離	
(4) 犯行方法	
(5) 共犯関係	
5 事件の処分	117
(1) 前歴・前科	
(2) 前回の処分	
(3) 身柄拘束の有無	
(4) 本件の終局処分	
(5) 犯行動機と終局処分	
(6) 前科と終局処分	
6 経済状態	124
(1) 犯行時の住居	
(2) 家計のゆとり	
(3) 年収	
(4) 貯蓄額	
(5) 生活保護の受給状況	
(6) 年金の受給状況	
(7) 借入金の状況	

7	家族関係	128
	(1)同居人の構成と数	
	(2)同居人との関係	
	(3)子との接触頻度	
	(4)被疑者が介護している家族の有無	
	(5)婚姻歴	
	(6)同居人からの虐待	
	(7)同居人に対する虐待・暴力	
8	心身の状況	133
	(1)犯行時の健康状態	
	(2)要介護の状態	
	(3)犯行後の自殺行為	
	(4)精神障害の有無	
	(5)精神障害による入院歴の有無	
	(6)認知症の程度	
	(7)アルコール依存の有無	
	(8)犯行時のアルコール摂取	
	(9)不正薬物の前歴と犯行時又は犯行前の不正薬物使用	
9	被害者の状況	138
	(1)主たる被害者の性別	
	(2)主たる被害者の年齢	
	(3)主たる被害者の続柄	
	(4)主たる被害者の犯罪発生への関与度	
	(5)主たる被害者の介護認定の状態	
	(6)主たる被害者に対する被害弁済の有無	
10	犯行動機	141
	(1)概要	
	(2)性別と犯行動機	
	(3)就業状況と犯行動機	
	(4)前歴と犯行動機	
	(5)暴力団所属歴と犯行動機	
	(6)人口規模と犯行動機	
	(7)地域と犯行動機	
	(8)住居と犯行動機	
	(9)家計のゆとりと犯行動機	

- (10)生活保護と犯行動機
- (11)年金の受給と犯行動機
- (12)同居人の構成と犯行動機
- (13)同居人の数と犯行動機
- (14)子との接触頻度と犯行動機
- (15)配偶者の有無
- (16)精神障害・アルコール依存と犯行動機
- (17)主たる被害者との関係と犯行動機
- (18)主たる被害者の関与度と犯行動機
- (19)主たる被害者の要介護の状態と犯行動機

要約	159
----	-----

巻末資料 全国実態調査（第3調査）用語の定義	165
------------------------	-----

序 文

日本は世界でも指折りの高齢社会であり、平成 25 年 4 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者人口は、3,140 万人であり、初めて 3,000 万人を超えた前年同月よりもさらに 116 万 2 千人増加しているほか、総人口に占める高齢者の割合である高齢化率も 24.7%と極めて高い状況にある。

その日本において、近時、高齢者による犯罪が増加している。しかも、高齢者の人口 10 万人当たりの発生率そのものが上昇していることから、近年の高齢者犯罪の増加は、高齢者人口の増加による自然増ばかりでなく、高齢者が犯罪そのものを犯しやすくなっていることが原因である。その大半は万引を中心とした窃盗や占有離脱物横領といった財産犯であるが、高齢者による凶悪犯や粗暴犯についても犯罪者率が増加する傾向にある。

我が国は 2005 年に高齢化率が 20%を超える「超高齢社会」に突入したが、2025 年には高齢化率は 30%以上となると推計されている。全人口の約 3 分の 1 が高齢者となる時代が近い将来訪れるのである。

高齢者の人口がそこまで増加し、高齢者の犯罪者率がさらに上昇するとすれば、重大犯罪を含めた高齢者犯罪が相当な件数になることは確実であり、社会の安全に与える影響も大きなものになるものと予想される。しかも、高齢犯罪者は、加齢による能力の減退から処遇や教育に馴染み難いうえ、就労が困難である場合が少なくなく、処分終了後の引受家族や福祉施設が見付かり難いことから、社会復帰には相当の困難が予想され、再犯と検挙の悪循環に陥りやすい。

超高齢社会を迎え、今後、高齢者犯罪に対する有効な対策を構築するためにも高齢者犯罪と高齢犯罪者の実態を明らかにしておく必要がある。

平成 17 年から 19 年にかけて、警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授は、共同研究として高齢者犯罪に係る実態調査を行った。その調査結果は、要約というかたちで警察政策学会の学会誌に掲載されたものの、報告書全体の刊行には至っていなかったことから、ここに当時の内容のまま資料として発刊することとした。

なお、本調査に当たっては、社会安全研究財団（当時）（現（公財）日工組社会安全財団）、慶應義塾大学学事振興資金、大学院高度化推進研究費（研究科分）の助成を受けた。

平成 25 年 12 月

警察庁・警察政策研究センター

慶應義塾大学法学部教授・太田達也

第 1 章

高齢犯罪者の動向と調査方法

1 高齢者犯罪の動向

我が国において高齢者による犯罪が増加している。高齢犯罪者の増加傾向は平成元年の頃から見られ始め、特に平成10年以降顕著となっている。交通関係業過事件を除く一般刑法犯のうち高齢者は、平成元年に6,625名であったのが、平成18年には4万6,637名と、人員にして7倍以上に増加している（表1-1）。総検挙人員に占める高齢者の割合を高齢者率と呼ぶとすれば、平成元年に2.1%であった高齢者率は平成18年には12.1%に達している（図1-1）。

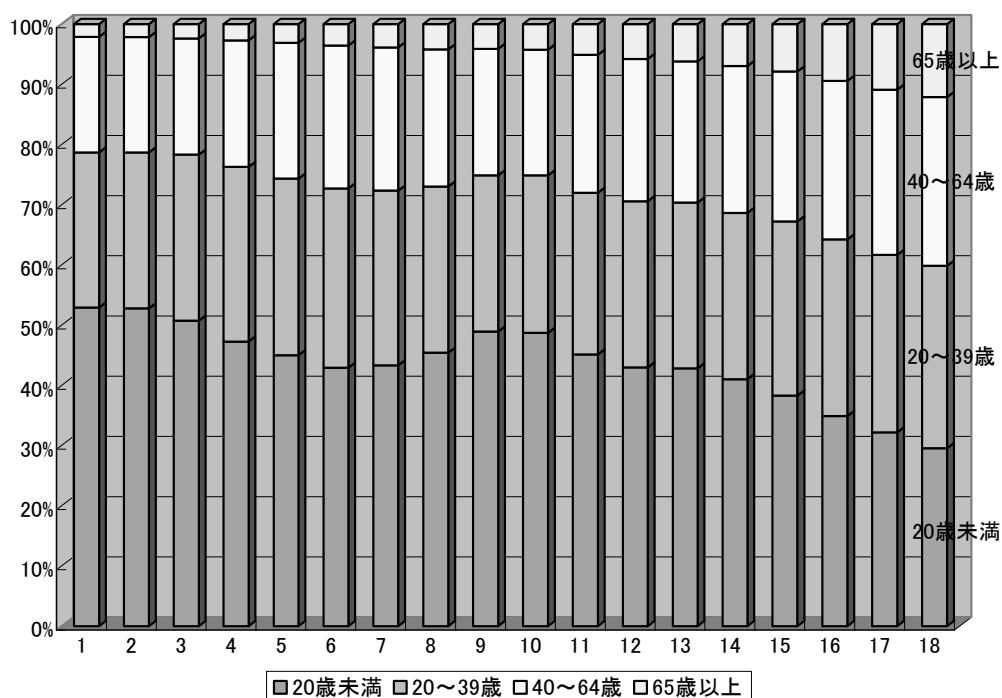
表1-1 年齢別刑法犯検挙人員（交通業過を除く）

年度	総数	14歳～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上	高齢者率	高齢者犯罪率
1	312,992	165,686	80,550	60,131	6,625	2.1	46
2	293,264	154,793	75,966	56,161	6,344	2.2	43
3	296,158	150,348	81,539	57,143	7,128	2.4	46
4	284,908	134,692	82,622	59,853	7,741	2.7	48
5	297,725	133,979	87,303	67,129	9,314	3.1	55
6	307,965	132,206	91,743	72,999	11,017	3.6	63
7	293,252	127,047	85,041	69,724	11,440	3.9	63
8	295,584	134,224	81,688	67,249	12,423	4.2	65
9	313,573	153,389	81,381	65,985	12,818	4.1	65
10	324,263	157,981	84,762	67,781	13,739	4.2	67
11	315,355	142,326	84,705	72,168	16,156	5.1	76
12	309,649	133,014	85,516	73,177	17,942	5.8	81
13	325,292	139,348	89,514	76,317	20,113	6.2	88
14	347,558	142,594	95,987	84,736	24,241	7.0	103
15	379,602	145,418	109,839	94,548	29,797	7.8	123
16	389,027	135,805	114,125	102,401	36,696	9.4	148
17	386,955	124,522	114,096	106,229	42,108	10.9	157
18	384,250	113,551	116,395	107,667	46,637	12.1	175

注：高齢者率とは、65歳以上の検挙人員の総数に占める割合である。

注：高齢者犯罪率とは、65歳以上の人口10万人当たりの検挙人員である。

図1-1 刑法犯検挙人員の年齢別構成比（交通業過を除く）



資料：警察庁の犯罪統計書。

こうした高齢犯罪者増加の背景として、高齢社会の進展や高齢者人口の増加を挙げる向きが多いが、65歳以上の高齢犯罪者の犯罪者率（人口10万人当たりの検挙人員）を調べてみると、平成元年の46から平成18年の175へと3.8倍の伸びを示している（図1-2）。他の年齢層の犯罪者率も上昇しているが、平成元年からの変化率で見ると、高齢者の犯罪者率の増加が最も著しくなっていることに注目しなければならない（図1-3）。つまり、高齢者の人口増加以上に、高齢者の犯罪が増加しており、その増加率は他のどの年齢層よりも高くなっているのである。

図1-2 年齢別刑法犯の犯罪者率の推移（交通業過を除く）

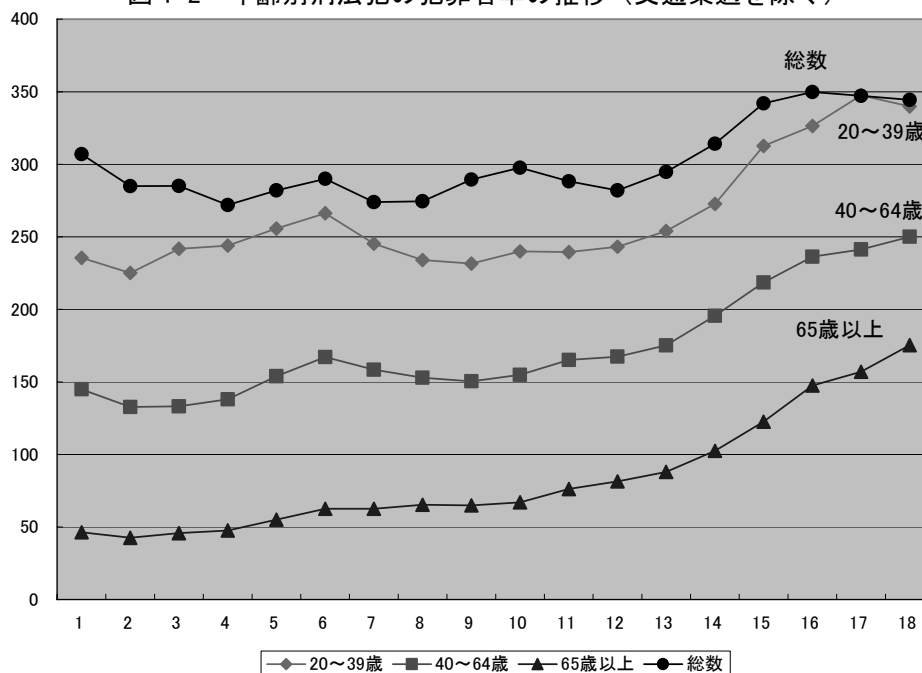
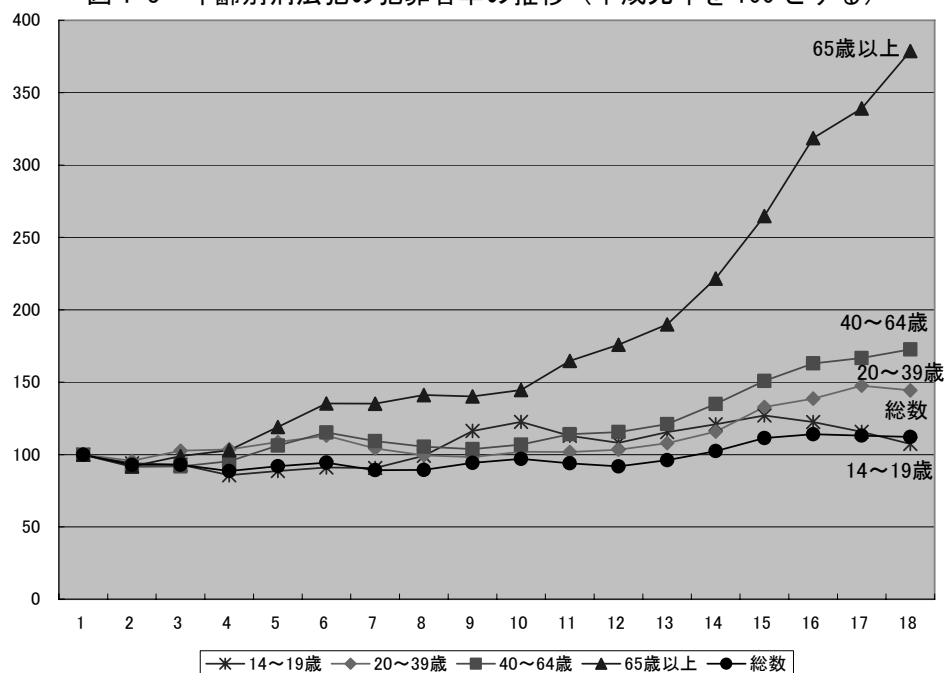


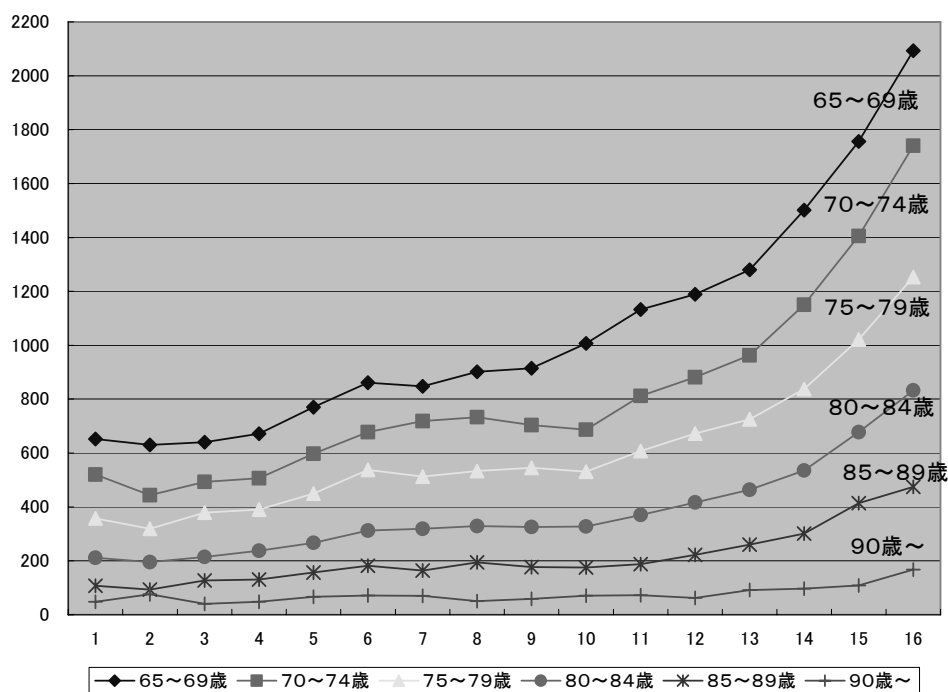
図1-3 年齢別刑法犯の犯罪者率の推移（平成元年を100とする）



資料：警察庁の犯罪統計書。

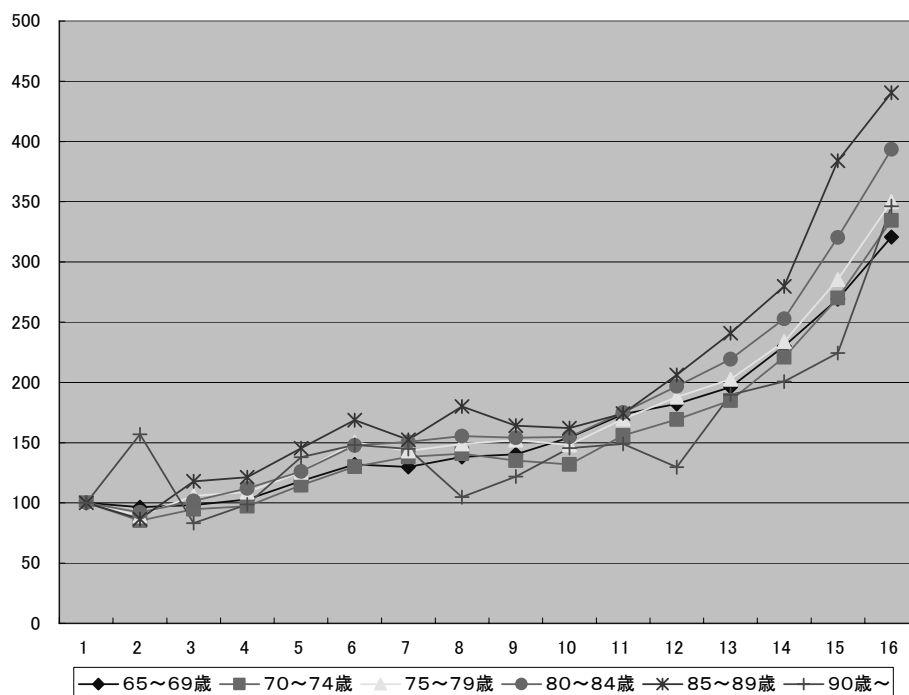
さらに、65歳以上の高齢者を5歳刻みの年齢別に分け、犯罪者率の推移を見ると、どの年齢層においても犯罪者率の上昇が見られ（図 1-4）、上昇率もほぼ等しい（図 1-5）。

図 1-4 刑法犯の高齢者年齢別犯罪者率の推移（交通業過を除く）



資料：警察庁の資料に基づく。

図 1-5 刑法犯の高齢者年齢別犯罪者率の推移（平成元年を 100 とする）

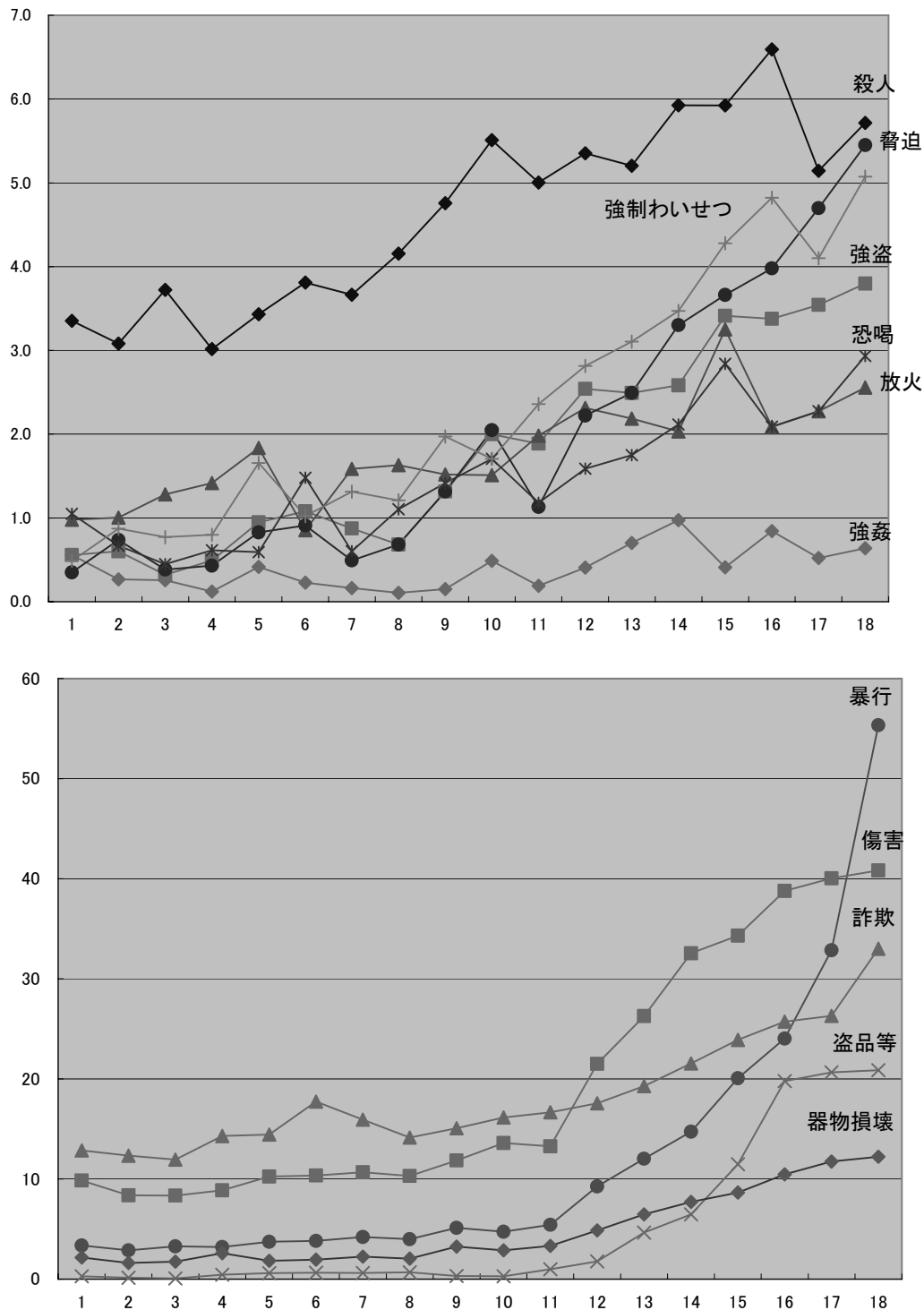


資料：警察庁の資料に基づく。

2 罪種別の動向

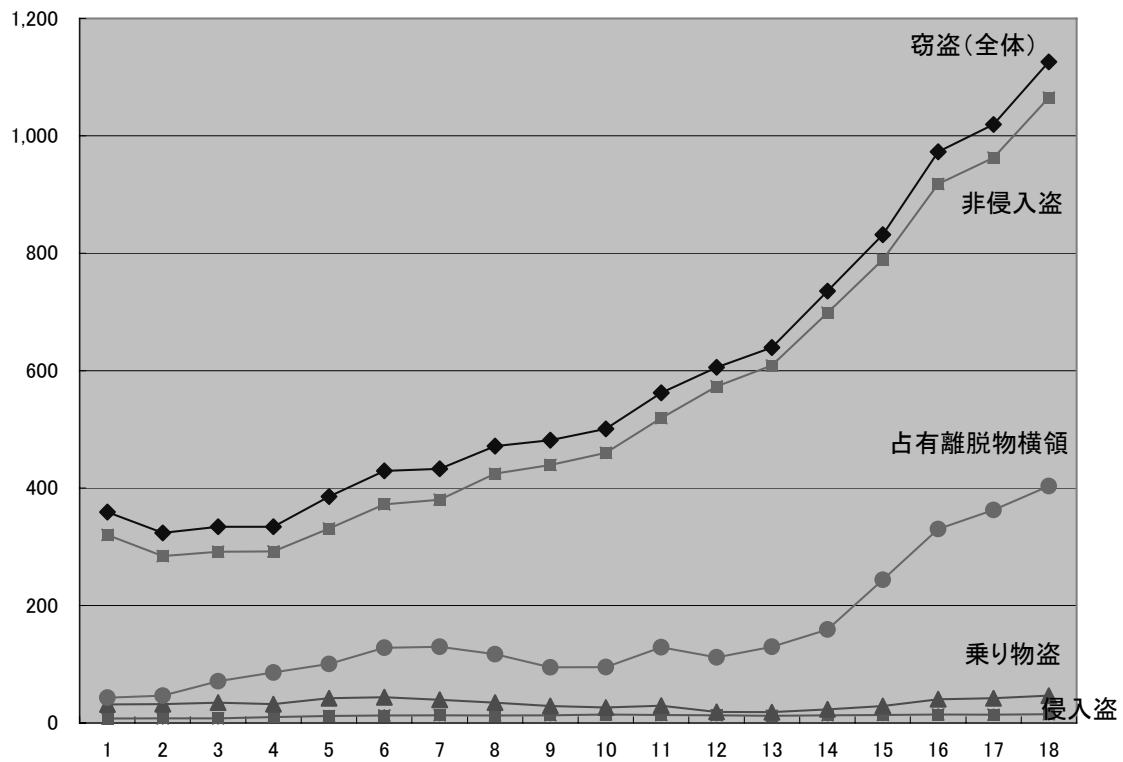
罪種別に見ると、実人員では窃盗や占有離脱物横領といった財産犯が多数を占めるが、犯罪者率では、高齢者による殺人や強盗、放火といった凶悪犯も上昇しているほか、暴行、傷害、脅迫、恐喝などの粗暴犯の上昇も著しい（図 1-5）。性犯罪のうち強制わいせつも、検挙人員、犯罪者率ともに増加している。窃盗のうち著しく増加しているのが非侵入盗であり、その大半が万引きである。

図 1-5 高齢犯罪者の罪種別犯罪者率



資料：警察庁の犯罪統計書。

図 1-5 高齢犯罪者の罪種別犯罪者率（続き）



資料：警察庁の犯罪統計書。

また、罪種別に高齢年齢層別の犯罪者率の推移を見ると、65 歳から 74 歳は大半の罪種において犯罪者率の増加が見られ、強盗や恐喝などを除くと 75～79 歳でも犯罪者率の増加傾向の見える罪種が多い。

図 1-6 罪種別の高齢者年齢別犯罪者率

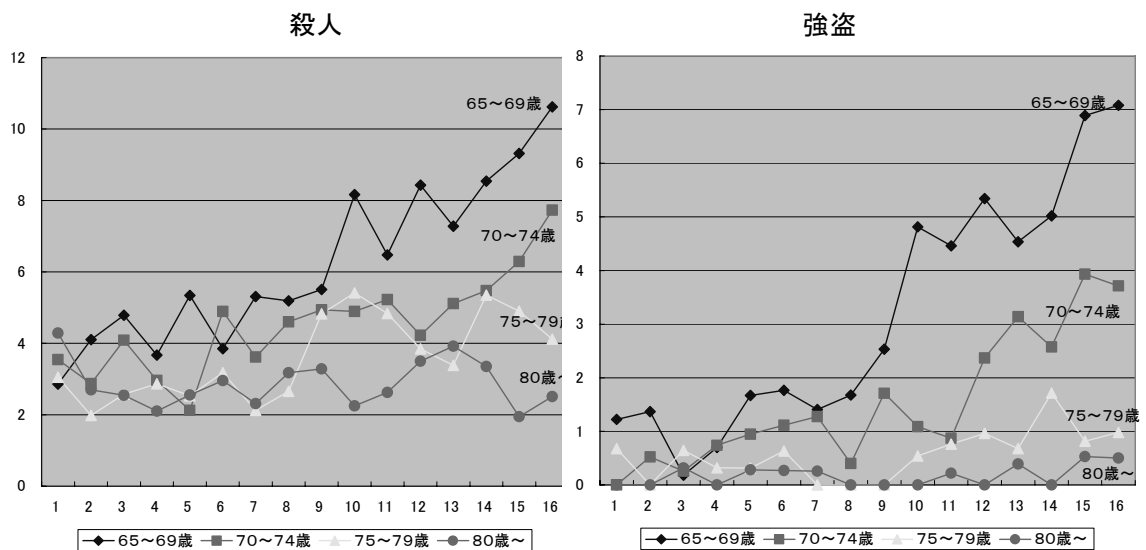


図 1-6 罪種別の高齢者年齢別犯罪者率（続き）

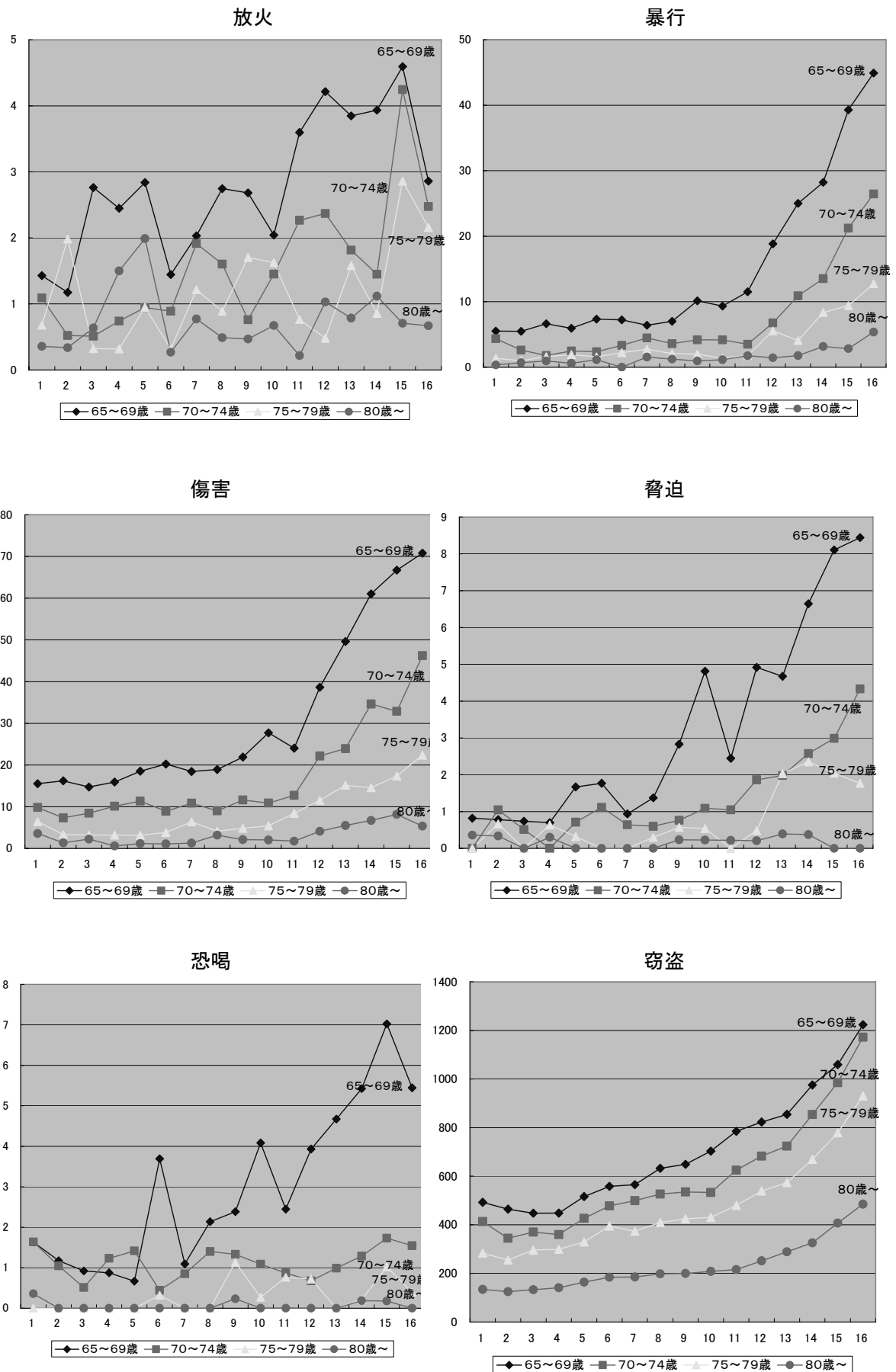
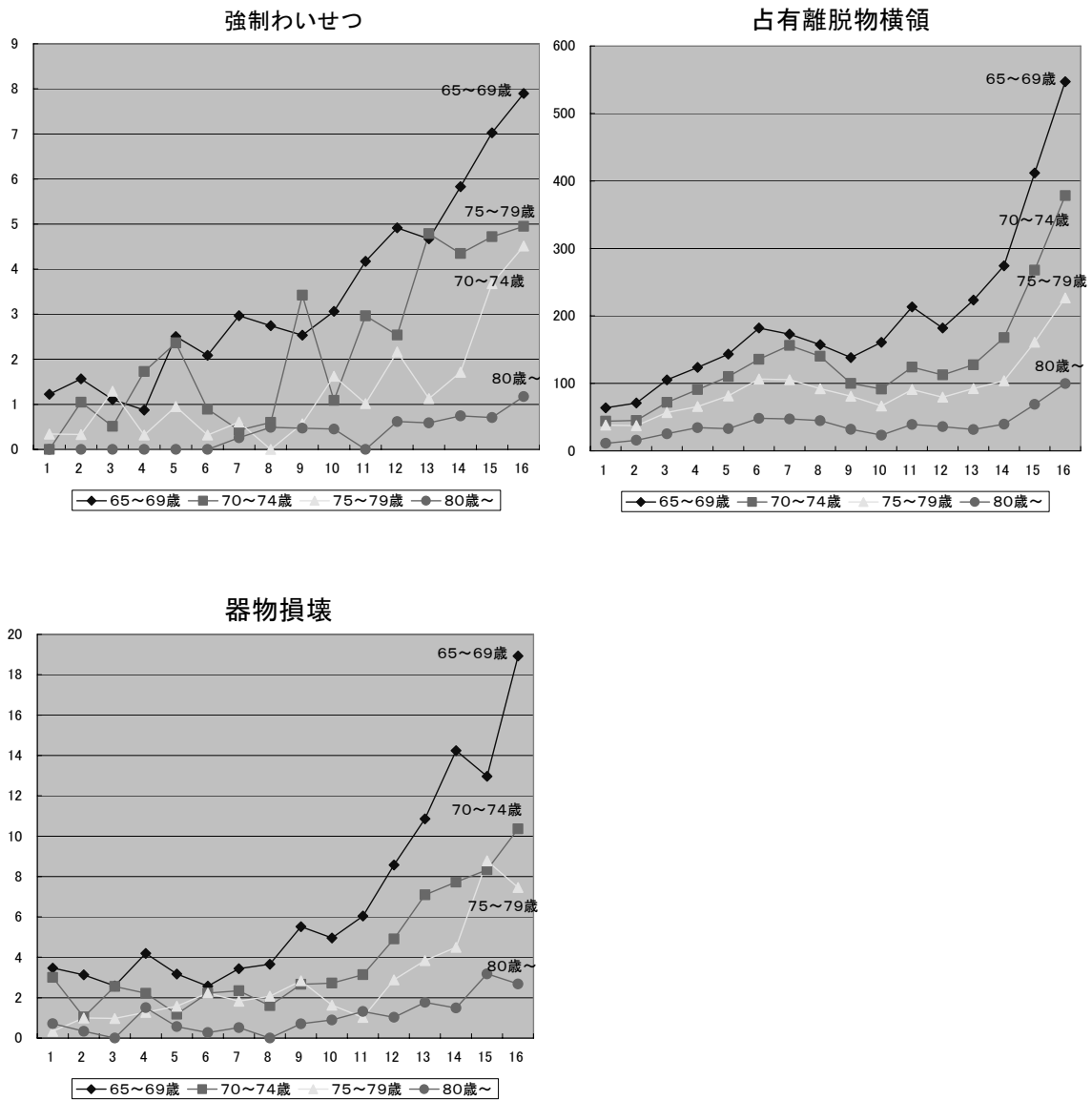


図 1-6 罪種別の高齢者年齢別犯罪者率（続き）



資料：警察庁の資料に基づく。

3 犯罪生活曲線

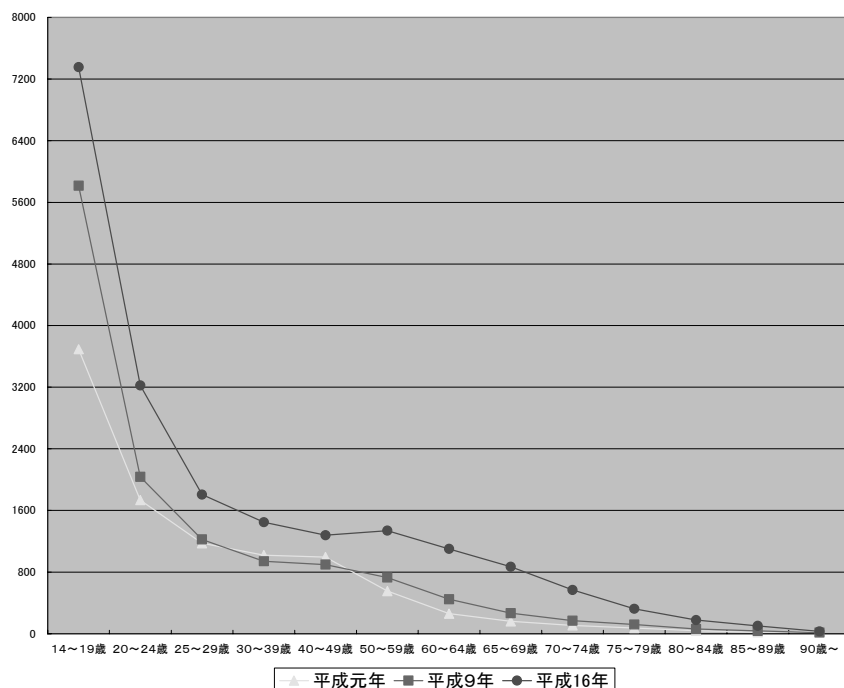
65 歳以上の高齢者を更に 65 歳から 69 歳、70 歳から 74 歳、75 歳から 79 歳、80 歳以上に分けたうえで、14 歳以上の 10 代から 80 歳以上までの各年齢層の犯罪者率を示す犯罪生活曲線を罪種毎に作成した。この犯罪生活曲線は、個人のライフ・ヒストリーとしての犯罪経歴を分析したものではなく、年齢層毎の犯罪者率を計算することで得られる、いわば大量観察による擬似的な犯罪生活曲線である。さらに、年次変化を見るため、高齢犯罪者の増加傾向が見え始める平成元年、高齢犯罪者が急増する平成 10 年、そして平成 16 年の 3 つの年度を比較した。

まず、窃盗を除く刑法犯全体では、10 代で最も犯罪者率が高く、以後、50 代でやや犯罪者率が高いものの、ほぼ年齢が上がるにつれて犯罪者率が下がっていく(図 1-7)。罪種別では、どの罪種の犯罪生活曲線も概ね年齢が上がるに従って右肩下がりとなるが、罪種によって大きく 3 つの類型に分かれる。まず、第 1 の類型は、10 代から 20 代にかけてのほか、40 代から 50 代にもひとつのピークが現れ、60 代から 70 代にかけても比較的犯罪者率が高いもので、殺人、放火、脅迫、詐欺、横領、偽造がこれに該当する(図 1-8)。

これに対し、第 2 の類型は、10 代の頃に最も犯罪者率が高く、以後、年齢が上がるにつれて大幅に犯罪者率の低下するもので、強盗、強姦、傷害、恐喝、窃盗、占有離脱物横領、住居侵入、盗品等の罪がこれに当たる(図 1-9)。この類型の犯罪では、近年、各年齢層で平均的に犯罪者率が上昇してきているが、窃盗と占有離脱物横領については、50 代から 70 代の犯罪者率の上昇が大きいので、犯罪生活曲線ではゆるやかな「丘」が形成されている。

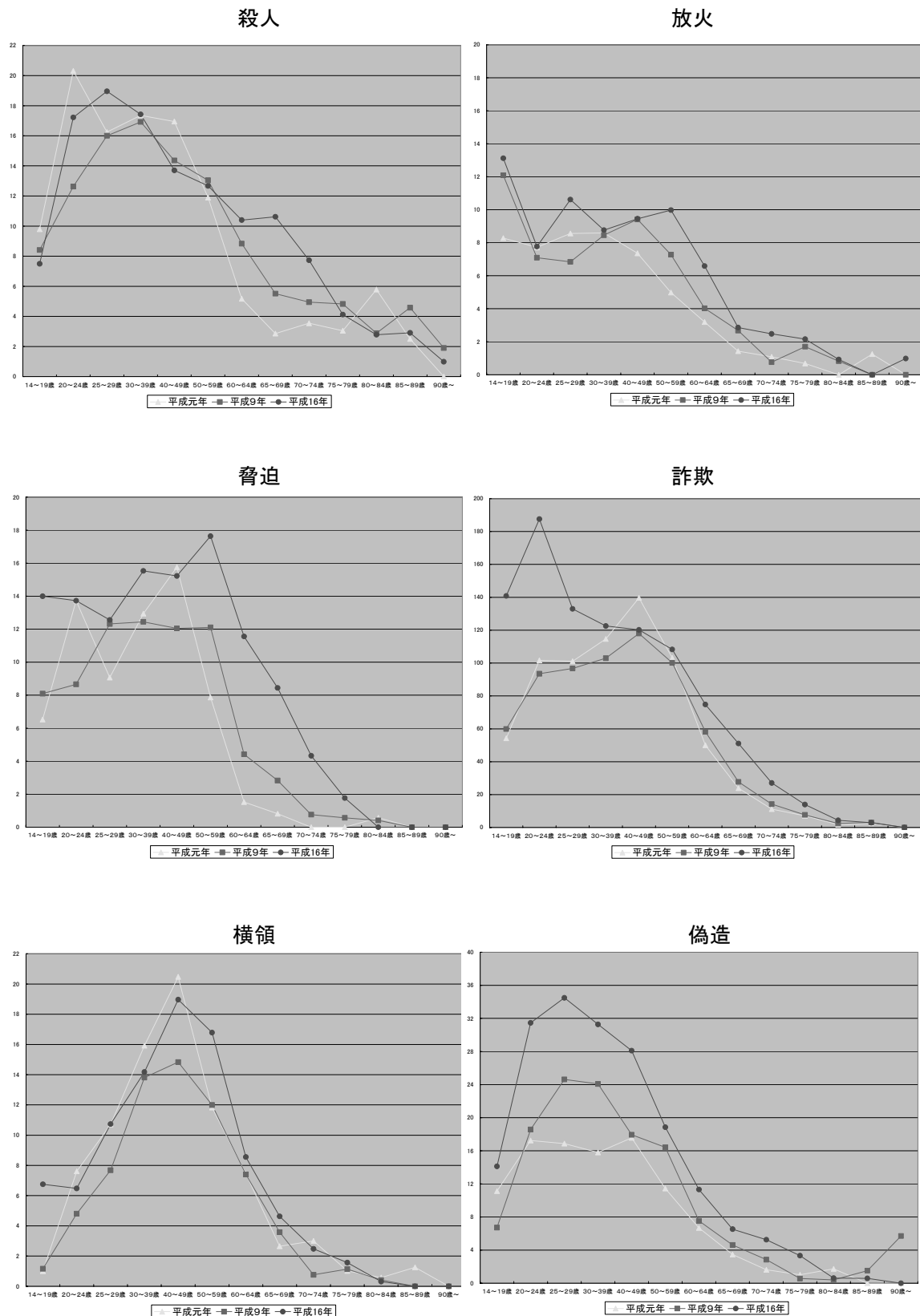
第 3 の類型は、基本的には第 2 類型に近いが、30 代以降の犯罪者率の低下がゆるやかなもので、第 1 類型と第 2 類型の中間的な性質を有している。暴行、強制わいせつ、逮捕監禁、器物損壊、公務執行妨害がこれに属する(図 1-10)。

図 1-7 犯罪生活曲線（窃盗を除く刑法犯全体）



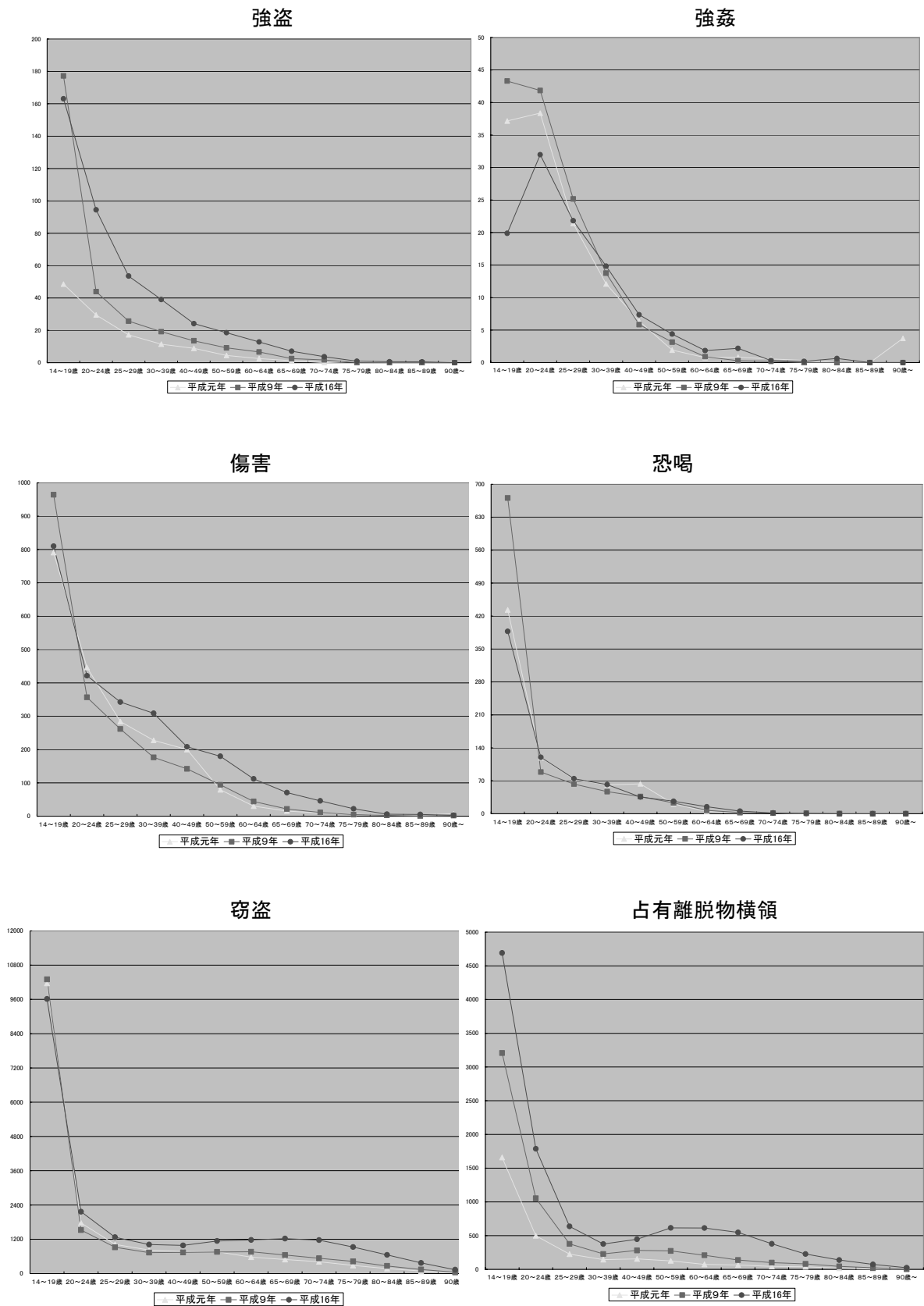
資料：警察庁の資料に基づく。

図 1-8 犯罪生活曲線（第 1 類型）



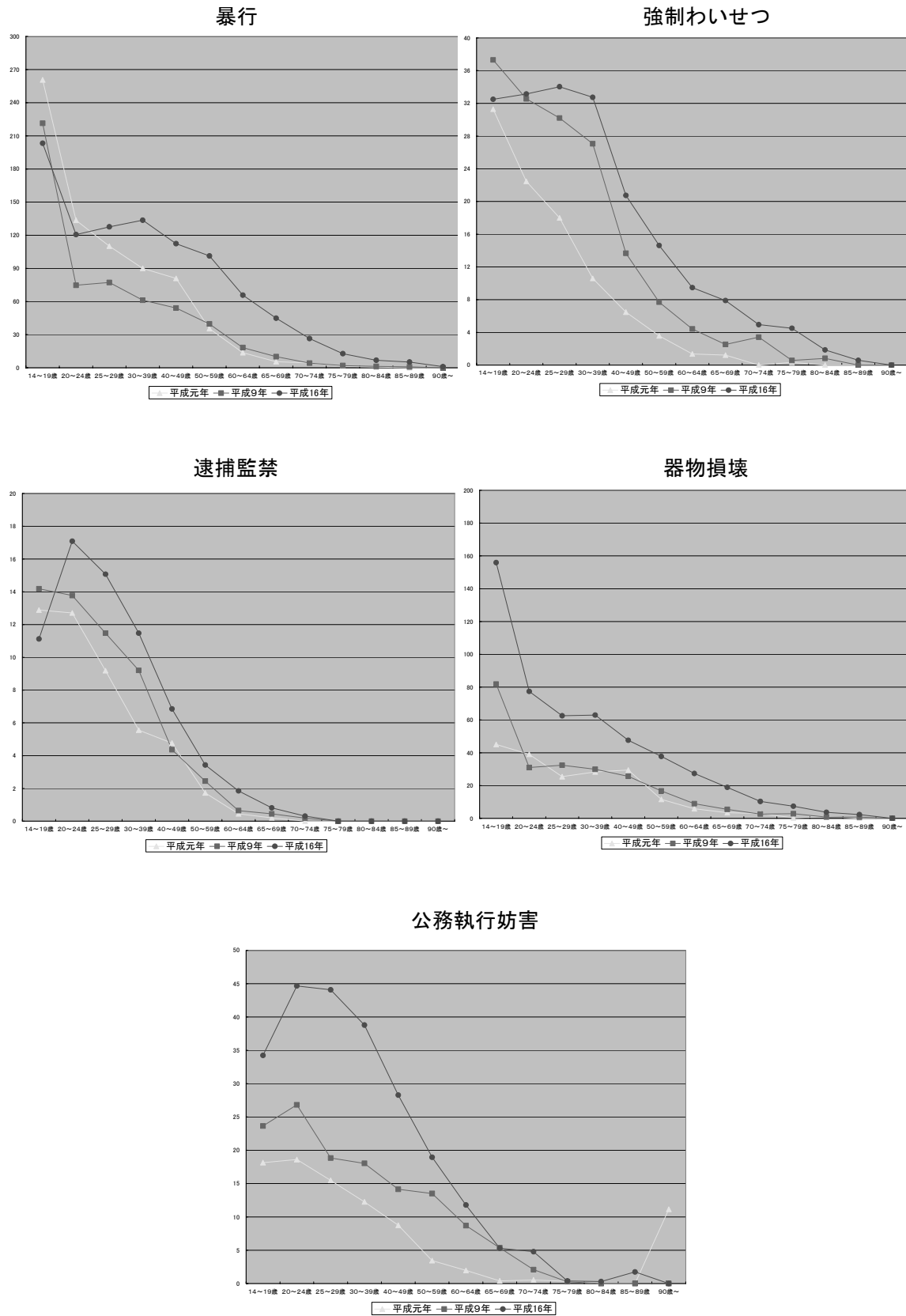
資料：警察庁の資料に基づく。

図 1-9 犯罪生活曲線（第 2 類型）



資料：警察庁の資料に基づく。

図 1-10 犯罪生活曲線（第 3 類型）



資料：警察庁の資料に基づく。

4 高齢者犯罪と世代特性

高齢者による犯罪増加の原因が特定世代の傾向であるかのような説明がなされることがあることから、参考までに、出生時期を同じくする世代グループ（コーホート）が各年齢期においてどの程度犯罪を行っているかを見てみることにした。一つの世代単位を10年とし、得られる限りのデータで分析を試みた。

1915年（大正4年生まれ）から1924年（大正13年生まれ）の間に生まれた世代（**1915年世代**という）が50代であった1974年（昭和49年）の犯罪者率は159であったが、この世代が60代となった1984年（昭和59年）には140、70代となった1994年（平成6年）には62、80代となった2004年（平成16年）には71となっている。1925年（大正14年生まれ）から1934年（昭和9年生まれ）の世代（**1925年世代**という）、1935年（昭和10年生まれ）から1944年（昭和19年生まれ）の世代（**1935年世代**という）、1945年（昭和20年生まれ）から1954年（昭和29年生まれ）の世代（**1945年世代**という）、1955年（昭和30年生まれ）から1964年（昭和39年生まれ）の世代（**1955年世代**という）についても同様の計算を行い、グラフ上に重ねて表示したものが図1-11である。

これによると、1915年世代が70代であったとき（1994年）の犯罪者率62より、もう一世代若い1925年世代の70代のとき（2004年）の犯罪者率は153と高いものの、この1925年世代の60代のとき（1994年）の犯罪者率は102で、1915年世代の60代のとき（1984年）の犯罪者率140よりも低く、また1925年世代が50代のとき（1984年）の犯罪者率は228と、1915年世代の50代のとき（1974年）の犯罪者率159より高いなど、一貫性がない。1935年世代が60代のとき（2004年）の犯罪者率219は、1915年世代や1925年世代が60代のときの犯罪者率140と102より高いものの、50代のとき（1994年）の犯罪者率は163で、1915年世代の50代のときの（1974年）犯罪者率159とほぼ同じであり、1925年世代の50代のとき（1984年）の犯罪者率228より低い。

つまり、1915年世代にしても、また1925年世代や1935年世代にしても、各年齢層のときに常に犯罪者率が高いということは見られず、特定の世代の犯罪者率が高いということが言えないことがわかる。各世代の同じ年度における犯罪者率を縦に比較できるようにしてみると、どの世代も1994年（平成6年）から2004年（平成16年）にかけて犯罪者率が上昇していることがわかる（図1-12）。このことから、近年の高齢犯罪者の増加は、犯罪者率の高い特定の世代グループが高齢期に達したためでなく、平成6年以降（特に、平成10年以降）の何らかの外的要因であることが確認できる。

また、コーホートの犯罪者率の推移を殺人、強盗、窃盗の罪種別に見た場合、強盗については1935年世代の犯罪者率がやや高いものの、1994年（平成6年）から2004年（平成16年）の高齢者による各罪種の犯罪者率の増加（図1-13）を説明できるものではない。

図 1-11 コーホートの犯罪者率の推移（年齢層順）

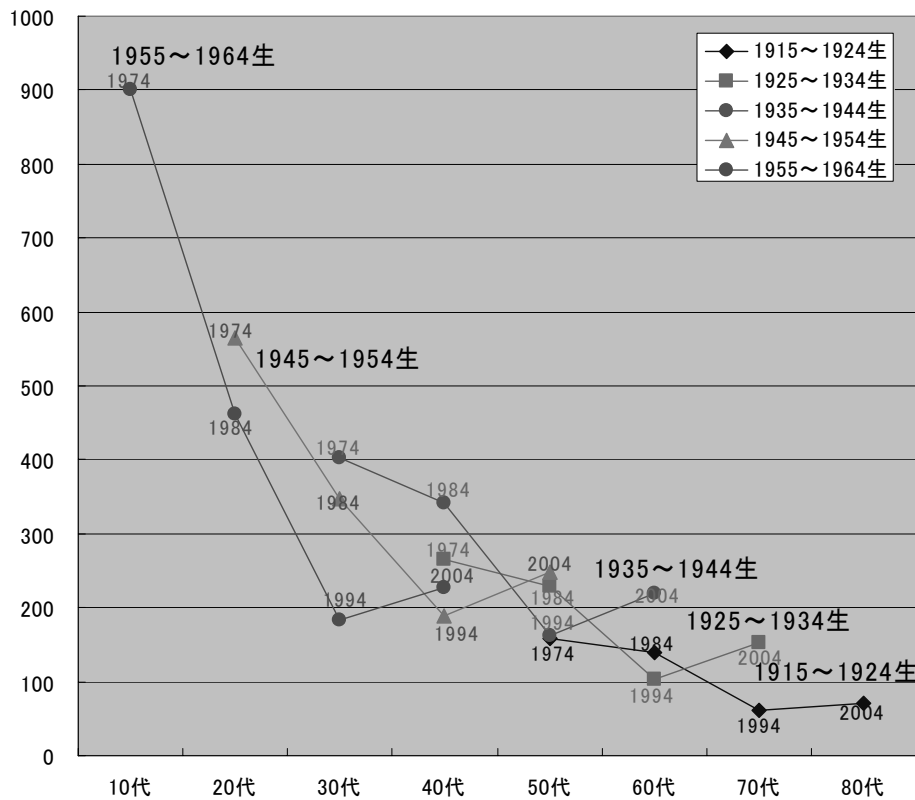
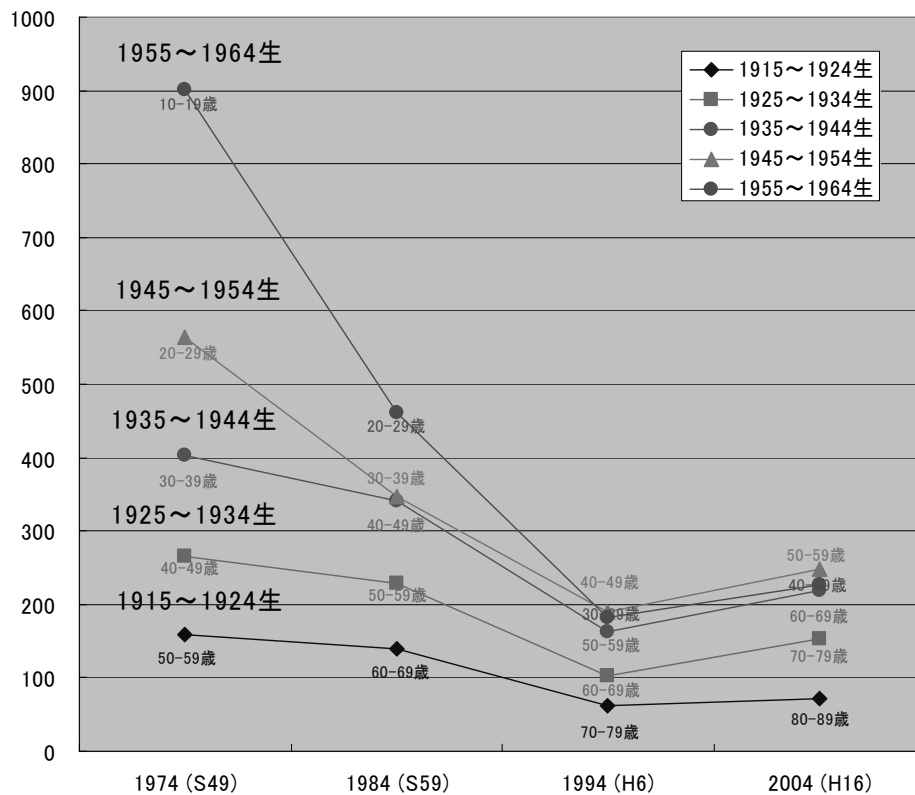


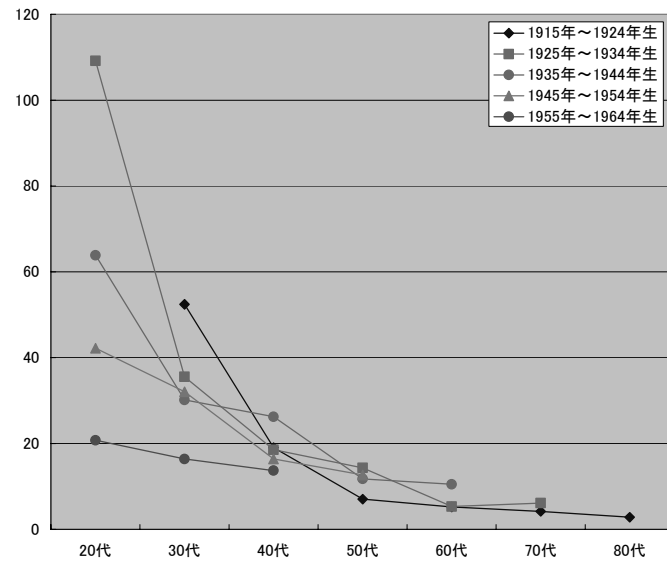
図 1-12 コーホートの犯罪者率の推移（年代順）



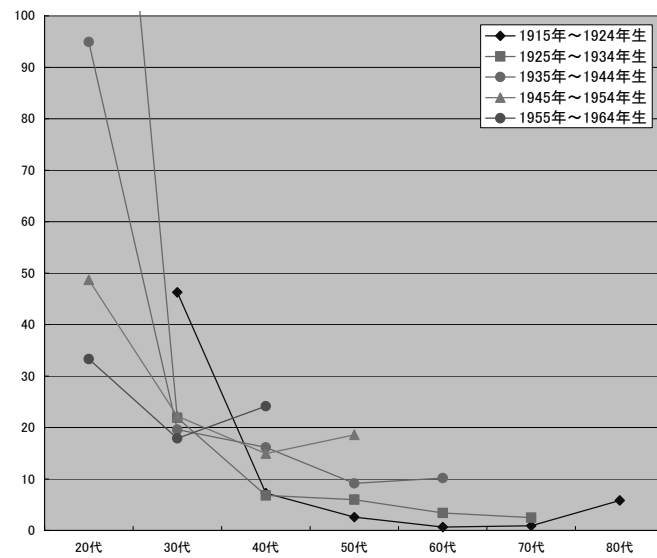
資料：警察庁の資料に基づく。

図 1-13 コーホートの罪種別犯罪者率の推移

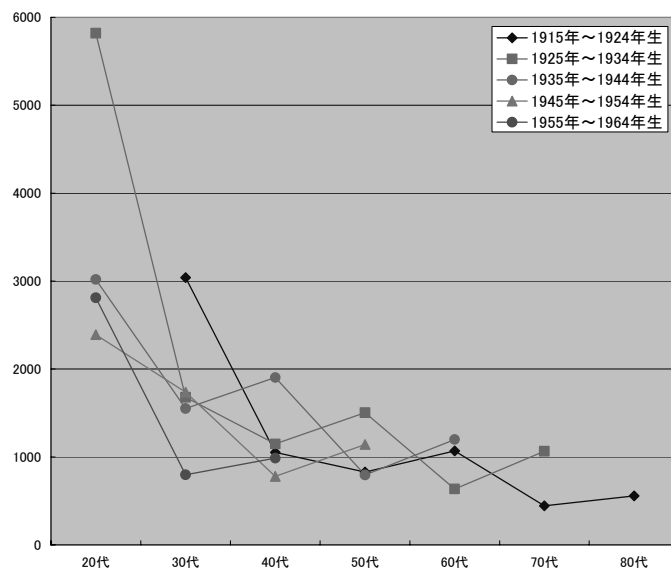
殺人



強盗



窃盗



資料：警察庁の資料に基づく。

5 国際比較

海外と比較してみると、日本の高齢者犯罪の実態が更にはっきりする¹。

(1) アメリカ

アメリカも 2005 年に 12.4%である高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）が 2030 年には 19.6%に達するものと予想されており、高齢化が社会問題となりつつある²。

アメリカの全国レベルでの犯罪状況を正確に把握することは容易でないが、唯一の全国犯罪統計である FBI の統一犯罪報告書(Uniformed Crime Report: UCR)によれば、検挙人員に占める高齢者(65 歳以上)の割合である高齢者率は 2006 年で 0.6%であり、また 1997 年と比較しても殆ど変化が見られない(表 1-2)³。高齢検挙人員の実人員も殆ど増えていない。但し、60～64 歳の検挙人員には一定の増加が見られるため、60 歳以上にまで拡大して高齢者率を計算すると、1997 年の 1.2%から 2006 年の 1.4%へと増加している。

統計技術的な問題から UCR を使った犯罪者率（人口比）の計算は困難であるが、65 歳以上の検挙人員が 1997 年以降殆ど増加していない一方、高齢者人口は増加していることから、高齢者の犯罪者率が減少傾向にあることだけは間違いない。なお、1997 年における各年齢層の検挙人員を 100 として 2006 年までの変化を見てみると、50 歳代が 170 と増加しているが、60 歳以上では 111 と 11%の増加に止まっている（図 1-14）。

罪種のうち殺人と強盗の動向を見ると、高齢者の殺人（謀殺・故殺）は 1997 年に 116 人であったものが、2006 年には 93 人へ減少している。もっとも、アメリカでは殺人の検挙人員そのものが減少しているが、殺人の高齢者率を見ると、1997 年の 0.91%から 2006 年の 0.95%へ 0.04%僅かながらに増加している。我が国の高齢者による殺人の検挙人員は、1997 年に 94 人、2006 年に 152 人で、高齢者率で 7.3%から 12.2%へ増加している。殺人の全検挙人員ではアメリカ（9, 815 人）の方が人口が約半分の我が国（1, 241 人）の 8 倍近いが、高齢者に限ってみると、むしろ日本の方が人数も割合も高いことがわかる。強盗についても同様で、高齢者率は 1997 年（0.09%）と 2006 年（0.09%）と全く変化がなく、人員も同様である。もっとも、強盗では、60～64 歳の増加が著しく、人員で 62 人から 152 人へ 145%の増加である。それでも、60 歳以上の高齢者率は 2006 年で 0.26%に過ぎず、我が国の強盗における 60 歳以上の割合の 5.2%より低い。

(2) ドイツ

ドイツは、2001 年に 60 歳以上の人口が 24.1%に達し、2050 年には総人口の 3 分の 1 が 60 歳以上になると予想されている高齢化の著しい国の一つである⁴。

ドイツ連邦刑事局(BKA)の警察統計によると、ドイツでも検挙人員に占める高齢者（ここでは 60 歳以上）の割合は 1997 年の 5.1%から 2006 年の 6.2%へと上昇し、高齢者の犯罪者率（但し、ドイツ人被疑者に限定した値）も 626 から 661 へと上昇している（表 1-3, 図 1-14）⁵。とはいえ、犯罪者率の上昇率では、高齢者は 30 代から 50 代のものと殆ど変わらず、10 年間で 6%程度となっている。また、1997 年から 2006 年にかけての殺人（謀殺・故殺）と強盗の検挙人員の変化を見てみると、ドイツは 160 人から 196 人へ 23%（日本は 54%増）の増加であり、強盗は 232 人から 264 人へ 14%（日本は 125%増）の増加である。

(3) スウェーデン

ヨーロッパで、ドイツと並び高齢化の著しい国がスウェーデンである。スウェーデンの場合、高齢化率が 7%から 14%になるのに要する年数（倍加年数）は 85 年と長い（日本は 24 年で世界記録。ドイツは 40 年）、2006 年の高齢化率は 17.4%であり、「超高齢社会」に該当する 20%まであと僅かである（日本は 2006 年で既に 20.8%）⁶。

そのスウェーデンの犯罪統計に拠れば、検挙人員に占める 60 歳以上の者の割合は、1997 年の 4.6%から 2006 年には 5.8%へと上昇しているが（表 1-4）⁷、その上昇率は緩やかであり、且つ、高齢者率自体も一桁台となっている（日本は 2006 年で 12.1%）。

一方、犯罪者率で見ると、60 歳以上の場合、1997 年の 200 から 2006 年の 290 へと上昇しており、50 歳代とともに各年齢層のなかでは最も犯罪者率の上昇が著しい（図 1-15）。このように、スウェーデンでも、高齢者人口の増加以上に高齢者犯罪が増加しているが、その上昇率は 45%と、我が国の同時期の高齢者犯罪者率の 169%という上昇率よりは低い。

(4) 韓国

日本の倍加年数を上回る 18 年で高齢化率 14%になることが確実視されているほど高齢化の進展が著しい韓国⁸でも、高齢犯罪者が増加し、社会問題になりつつある。

同国の刑法犯検挙人員を年齢層別に見ると、高齢者率（以下、韓国の分析では 61 歳以上を指す）は 1998 年の 2.2%から 2006 年の 4.8%へと 2 倍以上となり、61 歳以上の犯罪者率も 430 から 620 へと 44%増加している（表 1-5、図 1-16）⁹。しかし、日本の同期間の 65 歳以上の高齢者率と犯罪者率はそれぞれ 188%と 161%の増加であることから、韓国においても高齢者犯罪は高齢者の人口増加以上に増加しているものの、その伸びは日本ほどではない。

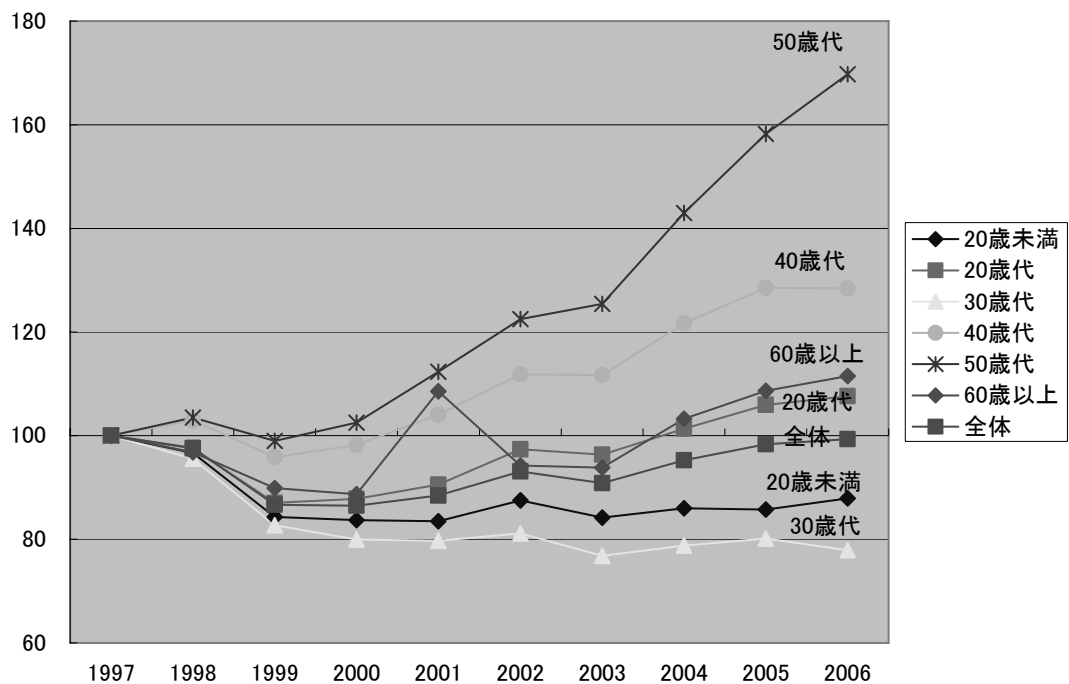
但し、罪種別では、高齢者による犯行が急増しているものもある。そもそも、韓国の高齢者による刑法犯では詐欺が全検挙人員の 29.3%を占めており、これに傷害（13.4%）、暴行（9.8%）、窃盗（5.1%）が続いていて、窃盗と占有離脱物横領で全体の 9 割近くを占める我が国とは大きく異なっている。高齢者で最も多い詐欺の犯罪者率は 146 から 181 へと増加し、傷害では犯罪者率は 39 から 83 へ、窃盗でも 11 から 32 へと上昇している。殺人についても、犯罪者率は 7.0 から 9.7 へと増加が見られる。このなかには我が国より犯罪者率の上昇が著しいものもあるが、高齢者率では、詐欺 4.5%（日本 60 歳以上で 13.2%）、傷害 5.7%（日本 7.7%）、窃盗 3.1%（日本 21.5%）、殺人 6.8%（20.1%）と、高齢者の占める割合が日本より低い。強盗などは高齢者率が 0.9%で、高齢者の犯罪者率も 0.4 と我が国の強盗と比べて（5.2%と 3.8）低い。

このように、高齢化の進む他の諸外国においても、高齢者犯罪の増加は見られるものの、日本ほど顕著ではなく、その点で、近年の我が国における高齢犯罪者の増加は特異な状況であると言えよう。

表 1-2 アメリカの年齢別検挙人員

	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上	高齢者率 (60歳以上)	高齢者率 (65歳以上)
1997	10,544,624	2,976,378	3,248,556	2,584,675	1,269,621	338,017	60,116	67,261	1.21%	0.64%
1998	10,295,129	2,876,896	3,167,968	2,469,911	1,307,192	349,916	59,619	63,627	1.20%	0.62%
1999	9,141,201	2,510,050	2,827,076	2,138,005	1,216,951	334,622	54,514	59,983	1.25%	0.66%
2000	9,116,967	2,491,259	2,852,285	2,067,141	1,246,756	346,559	54,497	58,470	1.24%	0.64%
2001	9,324,953	2,484,625	2,940,853	2,060,525	1,321,091	379,621	60,986	77,252	1.48%	0.83%
2002	9,819,501	2,605,279	3,163,083	2,097,157	1,420,005	413,923	61,634	58,420	1.22%	0.59%
2003	9,581,423	2,505,321	3,128,942	1,985,464	1,418,266	423,917	63,173	56,340	1.25%	0.59%
2004	10,047,256	2,559,738	3,291,451	2,036,200	1,545,057	483,289	71,211	60,310	1.31%	0.60%
2005	10,369,819	2,551,699	3,442,110	2,071,375	1,631,309	534,906	75,165	63,255	1.33%	0.61%
2006	10,472,432	2,616,631	3,495,904	2,013,470	1,630,560	573,859	78,114	63,894	1.36%	0.61%

図 1-14 アメリカの年齢別検挙人員の推移（1997 年を 100 とする指数）



資料：Federal Bureau of Investigation, Crime in the United States, 1997～2006.

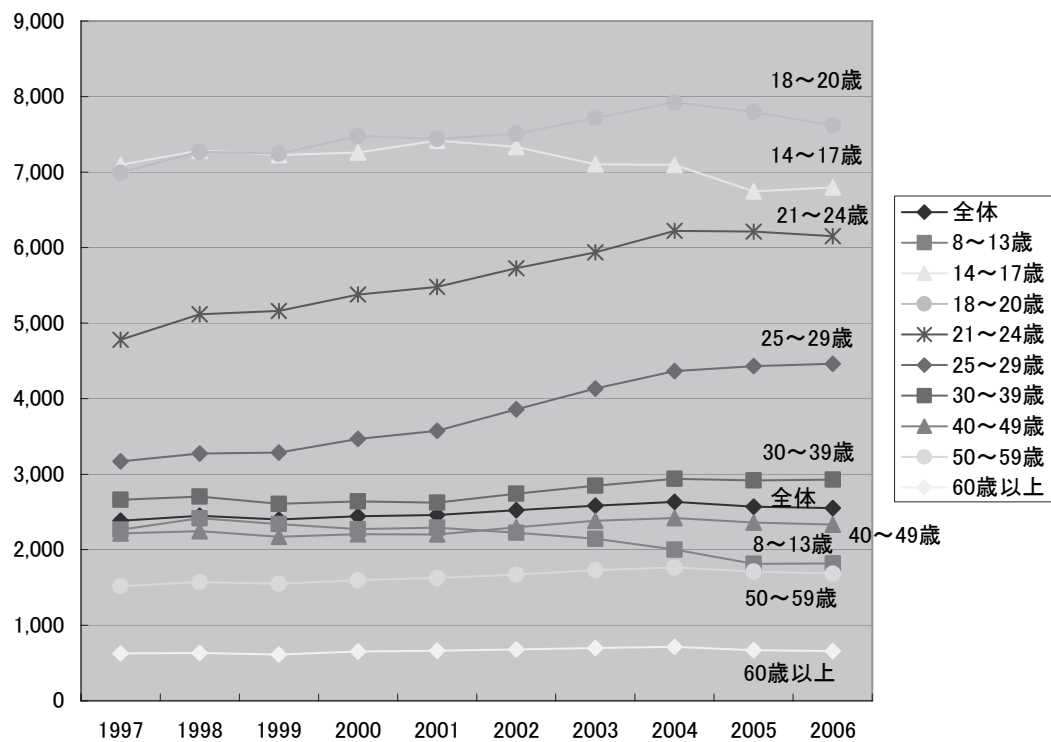
表 1-3 ドイツの年齢層別検挙人員の推移

年	計	8～13歳	14～17歳	18～20歳	21～59歳	60歳以上	高齢者率	高齢者 犯罪者率
1997	2,273,560	144,260	292,518	226,279	1,494,520	115,983	5.1	626
1998	2,319,895	152,774	302,413	237,073	1,508,327	119,308	5.1	631
1999	2,263,140	150,626	296,781	240,109	1,456,372	119,252	5.3	614
2000	2,286,372	145,834	294,467	247,586	1,467,961	130,524	5.7	651
2001	2,280,611	143,045	298,983	246,713	1,455,085	136,785	6.0	664
2002	2,326,149	134,545	297,881	245,761	1,506,665	141,297	6.1	681
2003	2,355,161	126,358	293,907	247,456	1,540,189	147,251	6.3	699
2004	2,384,268	115,770	297,087	250,534	1,569,345	151,532	6.4	712
2005	2,313,136	103,124	284,450	247,450	1,532,937	145,175	6.3	671
2006	2,283,127	100,487	278,447	241,824	1,518,637	143,732	6.2	661

注1:「高齢者率」は、全検挙人員に占める60歳以上の者の割合。

注2:「高齢者犯罪者率」は、ドイツ人検挙人員のドイツ人高齢者人口10万人当たりの検挙人員。

図 1-14 ドイツの年齢層別犯罪者率（10 万人あたりの検挙人員）



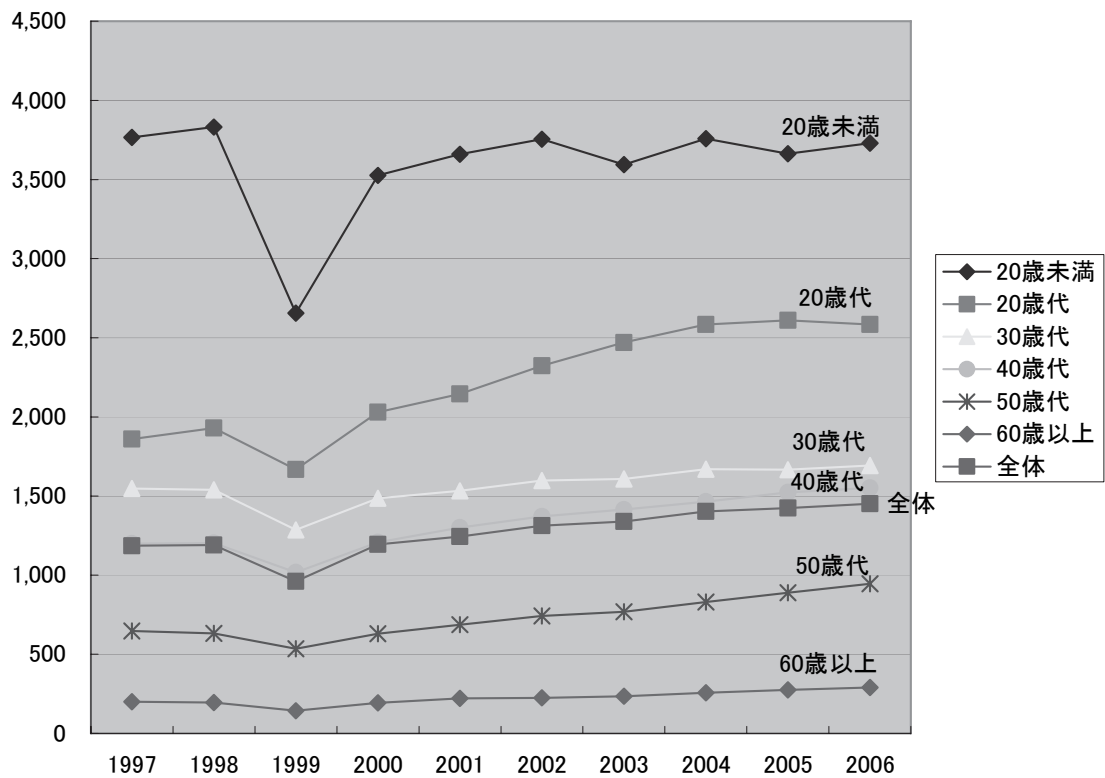
資料：Bundeskriminalamt, Polizeiliche Kriminalstatistik 1997～2006 及び Bundeskriminalamt, Polizeiliche Kriminalstatistik: Aufgliederung der Tatverdächtigen insgesamt nach Alter ab 1987, Tatverdächtigenbelastungszahl der deutschen Tatverdächtigen insgesamt ab 8 Jahren nach Alter ab 1987.

表 1-4 スウェーデンの年齢層別検挙人員の推移

	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	高齢者率 (60歳以上)	高齢者 犯罪者率
1997	85,250	18,926	21,335	19,245	14,420	7,435	3,889	4.6%	200
1998	85,852	19,306	21,734	19,248	14,267	7,476	3,821	4.5%	195
1999	69,384	13,405	18,612	16,120	11,957	6,474	2,816	4.1%	143
2000	86,657	17,935	22,501	18,732	14,104	7,766	3,829	4.4%	194
2001	90,702	18,995	23,517	19,464	15,204	8,565	4,422	4.9%	223
2002	96,193	19,981	25,232	20,387	16,077	9,284	4,528	4.7%	225
2003	98,821	19,888	26,571	20,508	16,717	9,560	4,814	4.9%	235
2004	104,157	21,597	27,591	21,109	17,596	10,184	5,393	5.2%	258
2005	106,659	21,912	27,961	20,805	18,598	10,747	5,868	5.5%	274
2006	109,702	23,108	28,147	20,879	19,239	11,293	6,334	5.8%	290

注: 計には、年齢不詳の者を含むので、各年齢層の合計とは必ずしも一致しない。

図 1-15 スウェーデンの年齢層別犯罪者率（10 万人あたりの検挙人員）



資料 : Brottsförebyggande rådet, Kriminal Statistik 2006. 犯罪者率は次の統計を基に計算。

Statistiska centralbyrån, Tabeller över Sveriges befolkning 2006.

表 1-5 韓国の年齢層別刑法犯検挙人員の推移

年度	総数	20歳未満	20～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳以上	高齢者率	高齢者犯罪者率
1998	848,813	98,486	198,793	281,265	185,113	66,157	19,004	2.2%	430
1999	989,676	92,291	218,759	326,730	236,990	88,375	26,531	2.7%	574
2000	951,861	93,541	211,332	302,072	233,695	84,284	26,937	2.8%	558
2001	939,910	81,902	212,050	290,998	242,637	84,431	27,892	3.0%	554
2002	877,502	74,857	202,109	259,450	234,978	79,015	27,093	3.1%	515
2003	884,308	66,244	200,567	257,777	247,984	83,050	28,686	3.2%	521
2004	846,623	50,775	176,881	240,819	256,534	89,935	31,679	3.7%	554
2005	794,094	50,454	145,004	217,596	250,754	95,539	34,747	4.4%	587
2006	786,805	50,656	134,315	207,386	250,566	106,000	37,882	4.8%	620

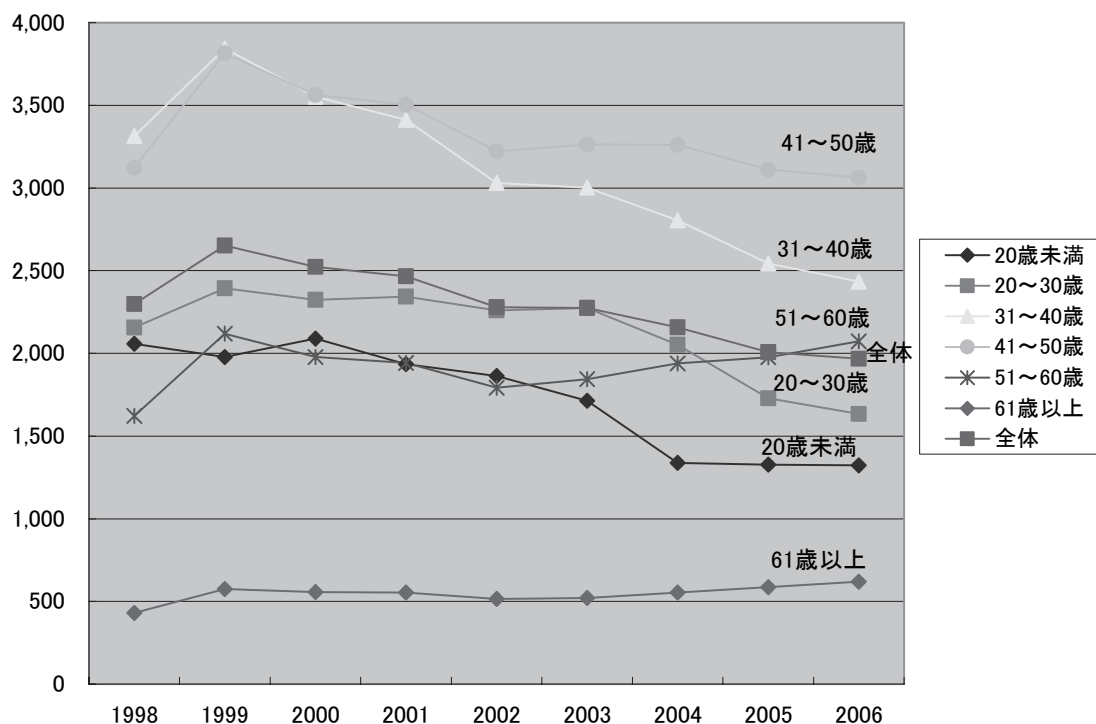
注1: 14歳未満の検挙人員と年齢不詳の者は総数から除外してある。

注2: 刑法犯には、暴力行為等処罰に関する法律違反を含む。

特に2001年以前はこの法令違反が含まれていないので、特別にこれを含めて集計した。

注3: 「高齢者犯罪者率」は、61歳以上の人口10万人当たりの検挙人員である。

図 1-16 韓国の年齢層別犯罪者率（10万人あたりの検挙人員）



資料：大검찰청 『범죄분석 1999』(1999)～『범죄분석 2007』(2007)及び한국통계청 KOSIS 년령별 (전국) 추계 인구から算出。

6 調査目的

今後、高齢者による犯罪が増加を続ければ、治安にも大きな影響を与えると同時に、警察を始め刑事司法機関が多くの高齢犯罪者に対応せざるを得ないこととなり、高齢者犯罪が社会や刑事司法機関に与える影響が大きなものとなることは確実である。

高齢者人口が全人口の20%を超える超高齢社会に入った今、高齢者犯罪に対する効果的な予防と対策を模索する必要があるが、そのためには、まず今日の高齢犯罪者の特性を正確に把握するとともに、高齢者犯罪の背景や要因を探究しておくことが重要である。本研究は、そうした問題意識から、実証研究を通じ高齢犯罪者の特性と犯罪要因を分析することを目的として企画・実施されたものである。

本調査研究は、3つの調査から構成されている。まず、初年度の平成17年度に、高齢犯罪者の特性に関する調査を行った（第1調査）。続いて、第1調査の結果、明らかになった高齢犯罪者の再犯状況をさらに詳細に分析するため、第2年度の平成18年度には高齢者の再犯状況に関する調査を実施した（第2調査）。そして、最終年度の平成19年度には、高齢犯罪者の犯罪要因を分析するため、全国の警察署において検挙された高齢者についての実態調査を実施した（第3調査）。本報告書は、以上の3つの調査に関する主な分析結果をまとめたものである。

このように、本調査研究は、高齢犯罪者に関する総合的実証研究であるが、最大の特徴は被検挙者を分析対象としているところにある。これまで高齢犯罪者に関して行われた調査¹⁰は、いずれも受刑者や保護観察対象者から標本を抽出する方法をとっているため、自由刑の実刑や保護観察を受けた者だけが分析対象となっており、微罪処分や起訴猶予となった高齢犯罪者が含まれていない。これに対し、本調査研究では、警察で検挙された高齢被疑者を対象としており、これらの高齢者も含むため、高齢犯罪者の現実をより正確に把握することができる。この中には、理論上、後に嫌疑なしとして不起訴となった者や裁判で無罪となった者が含まれ得るが、その数は分析上無視し得るほど小さいため、高齢犯罪者の特性分析に与える影響は殆どないと考えられる。

7 高齢者の定義

本調査研究では、国内外の基準に従い65歳以上の者を高齢者と定義し、調査の対象とした。但し、第2調査（再犯調査）においては、60歳から64歳までの間に初めて犯罪をした者の特性が、それ以前の年齢層よりむしろ65歳以上の高齢者のそれに近いため、60歳から64歳を準高齢期に位置付け、60歳未満や高齢期とも区別して分析できるように配慮してある。従って、年齢区分については、以下のようになる。

表 1-2 調査上の年齢区分

年齢区分	
少年期	19歳未満
成人前期	20歳代・30歳代
成人後期	40歳代・50歳代
準高齢期	60～64歳
高齢期	65歳以上

第 2 章

高齢犯罪者の特性分析（第 1 調査）

1 調査の対象と方法

第1調査の目的は、高齢犯罪者がどのような特性や要因をもっているかを明らかにすることにある。分析は、平成16年の刑法犯検挙人員（交通関係業過を除く）38万9,027名中、検挙時に65歳以上であった3万6,696名を対象とした（以下、**高齢刑法犯**という）。分析対象となった高齢犯罪者の特性は、性別、罪種、居住状況、職業、精神障害・薬物濫用・アルコール依存、国籍・在留資格、暴力団所属状況、前歴・前科、犯行の動機・原因である。また、高齢犯罪者の特性の年次変化を見るために、平成元年の検挙時65歳以上の6,625名と平成9年の検挙時65歳以上の1万2,818名についても分析を行い、定義の変更など統計技術上の問題から平成16年度の検挙時65歳以上の検挙人員の特性分析が困難なときは、平成15年の検挙時65歳以上の2万9,797名について分析を行うことでこれに替えた。報告書中、特に記載がない場合は平成16年の数値である。

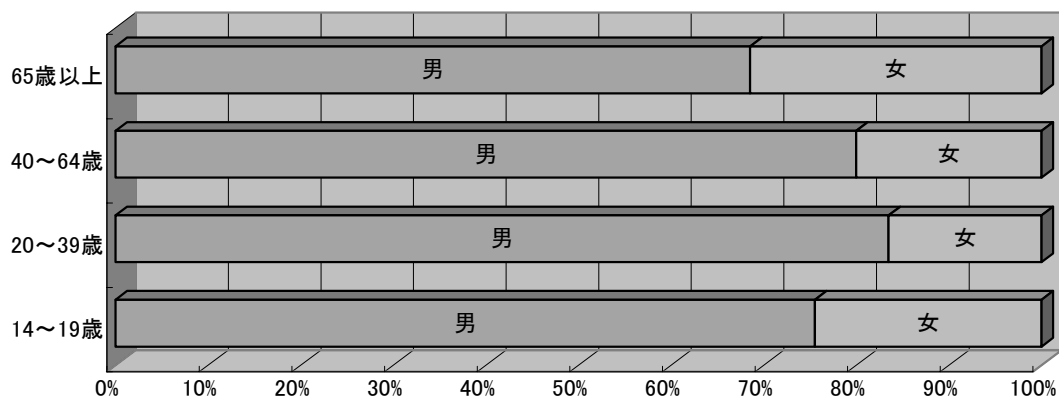
また、高齢者の共犯形態、被疑者と被害者の関係、逃走形態を調べるため、平成16年の刑法犯検挙件数（交通関係業過を除く）64万9,708件のうち被疑者が検挙時に65歳以上であった4万1,866件について分析を行った。これは上記の検挙人員のデータとは異なり、事件が単位となっている（以下、**高齢刑法犯事件**という）。

一方、高齢者による特別法犯の実態を明らかにするため、平成16年の特別法犯検挙人員（道路交通法ほか交通関係法令を除く）中、検挙時に65歳以上であった2,589名についても刑法犯と同じ項目の分析を行った（以下、**高齢特別法犯**という）。

2 性別

高齢刑法犯の性別は、男が68.5%、女が31.5%であり、全体(21.6%)や他の年齢層に比べ、高齢者で女性の比率が高い（図2-1）。平成元年からの動向を見ると、検挙人員全体では男女比に殆ど変化がないにもかかわらず、高齢刑法犯については、女性の比率が38.5%から31.5%へ低下し、男性の比率が61.5%から68.5%へと上昇している。

図2-1 高齢刑法犯の男女比



3 罪種

高齢刑法犯の罪種構成は、窃盗（66.0%）と占有離脱物横領（22.4%）で全体の9割近くを占めているが（図2-2）、平成元年や平成9年度と比べると、占有離脱物横領の割合が9.3%から22.4%へ上昇した分、窃盗の占める割合が77.5%から66.0%へと低下している。

他の年齢層と比較した場合、高齢者で窃盗が多く、占有離脱物横領を除くその他の罪種の占める比率は低くなっている（図2-3）。しかし、罪種別に年齢構成を見ると、殺人検挙人員中において高齢者の占める割合が11.8%に達しているほか、窃盗（12.4%）や盗品等に関する罪（10.0%）で高齢者の占める割合（高齢者率）が高くなっている（図2-4）。

図2-2 高齢刑法犯の罪種構成

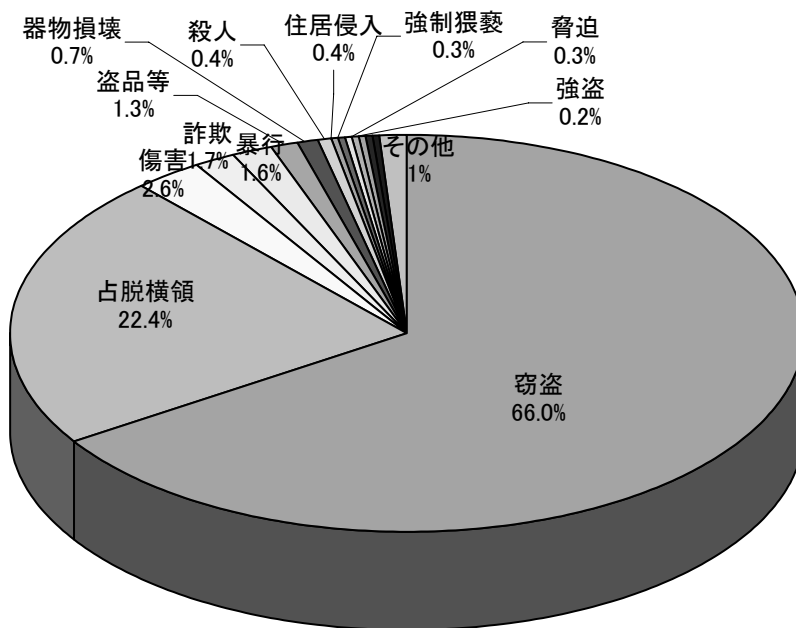


図2-3 高齢刑法犯の年齢別罪種構成

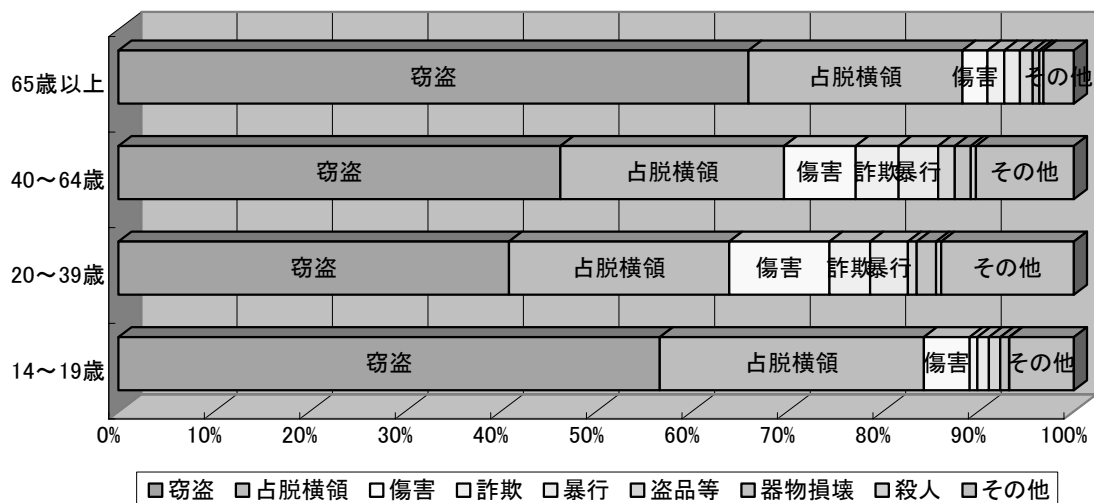
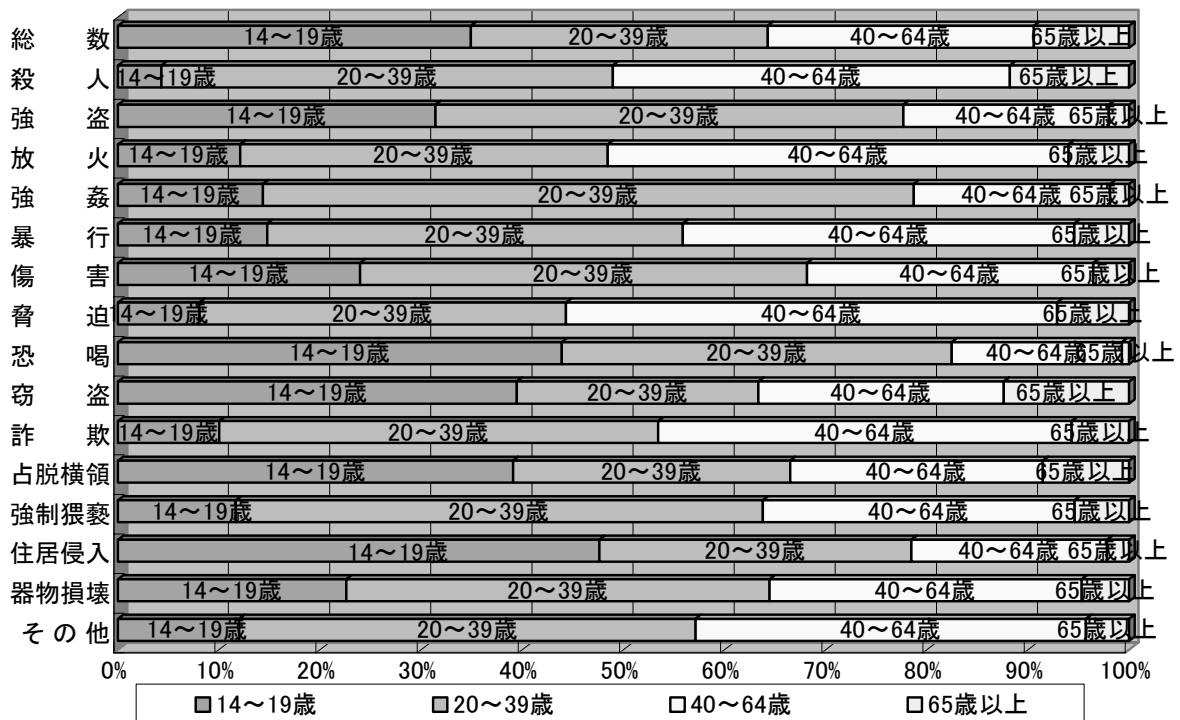


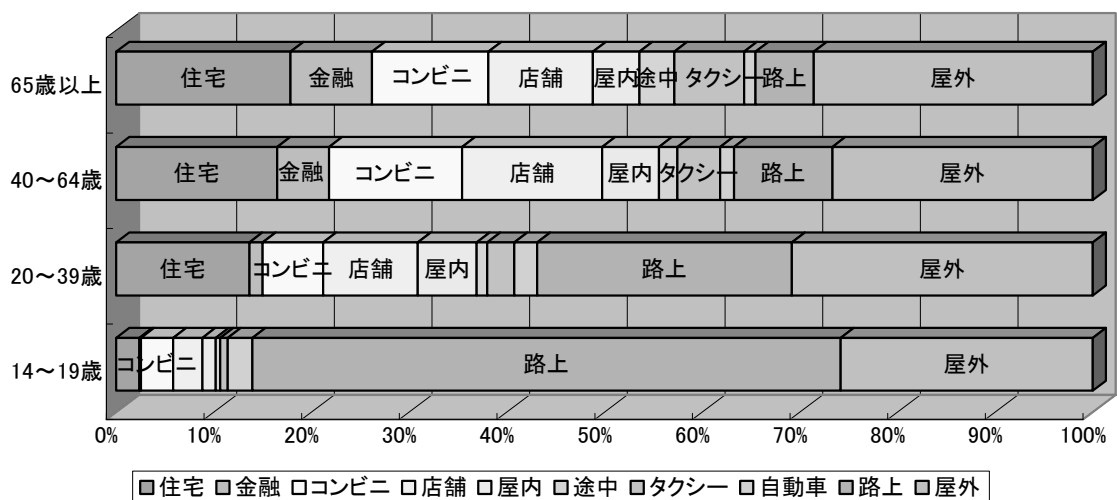
図 2-4 刑法犯の罪種別年齢構成（高齢者率）



4 犯行形態

強盗、窃盗、詐欺について犯行形態を見ると、強盗の場合、高齢者は、住宅強盗、金融強盗、コンビニ強盗などの店舗強盗およびタクシー強盗の割合が高く、反対に 10 代から 30 代に多く見られる路上強盗が少ない(図 2-5)。

図 2-5 強盗の年齢別犯行形態



注：「屋内」とは、住宅、金融、コンビニ、店舗以外の屋内強盗を意味し、屋外とは、途中強盗、タクシー強盗、路上強盗以外の屋外強盗を意味する。